

2) 領域別課題と主な施策

豊かな自然と共生し 暮らしに安らぎのある村をつくりま

基本方針
(項目別)

(1)【自然環境】

優れた自然環境を適切に保全し、次世代に継承します

現状と課題

本村は、北山崎や鶴の巣断崖など三陸復興国立公園を代表する優れた海岸美を有し、緑濃き山林原野など、豊かな自然に抱かれています。この豊かな自然は先人たちが大切に守り育ててきた財産であり、シロバナシャクナゲや希少動植物の保護活動に加え、継続的に自然環境の保全に努めながら、良好な状態で次代に継承しなければなりません。また、村土の約9割を占める山林原野は、自然景観の形成や水源涵養、洪水防止など多面的機能を有しており、これらの観点からもその適切な管理・保全を図る必要があります。

令和元年6月に全線開通したみちのく潮風トレイルは、本村を含む青森県八戸市から福島県相馬市までの約1,000キロを超える長距離自然歩道で、インバウンドの観光客を含めた多くのハイカーに親しまれています。

幼児期から自然と触れあう機会や環境教育を充実し、自然を大切にする心を育む必要があります。

ごみのポイ捨てや不法投棄は依然として後を絶たないことから、さらなる意識の向上と啓発など、環境保全に対する取り組みの充実と強化が求められています。

取り組み

三陸復興国立公園や豊かな自然資源の保全のため、北山崎や鶴の巣断崖を中心としたパトロールにより、動植物等の保護と利用者の指導に取り組みます。

みちのく潮風トレイルや三陸ジオパーク等の体験型イベント等での環境保全活動や地域組織や産業団体による定期的な清掃活動を推進します。

希少動植物の生息調査に基づく適正な保護活動の他、安全で安定的な水資源の確保を図るため、豊かな森林資源を保全するとともに、人の健康に害を及ぼす化学物質などによる汚染がないように河川の水質を定期的に調査します。

ごみのポイ捨てや不法投棄防止の取組を行います。

主な施策

きれいな村づくりの推進、環境保全活動の推進、環境教育の推進、
自然公園保護管理活動の推進

目指すべき
将来像

I
環境

基本目標
(領域別)

1
環境保全

人と自然が豊かにふれあえる地域づくりを推進します

後期基本計画

目指すべき
将来像

I
環境

基本目標
(領域別)

1
環境保全

人と自然が豊かにふれあえる地域づくりを推進します

豊かな自然と共生し 暮らしに安らぎのある村をつくります

基本方針 (項目別) (2)【景観形成】
自然環境と調和した農山漁村の景観づくりを進めます

現状と課題

北山崎をはじめとする美しい自然景観の保全や、地域の文化や特性を生かした魅力的な景観の形成が求められます。

三陸復興国立公園内に位置し、令和元年度に全線開通したみちのく潮風トレイルのルートでもある村内沿岸部の景観は、多くの観光客を魅了しています。また、東日本大震災の津波被害後に復旧した机浜番屋群は、漁村風景を生かした体験型観光の拠点となっています。

1年を通じて美しく潤いのある景観を形成するために、住民や地域、行政が一体となって取り組む必要があります。

沿道に花苗を植栽し、潤いある景観をつくってきた花いっぱい運動は、住民の高齢化などにより作業が困難となり、植栽範囲が減少しています。

取り組み

北山崎や鵜の巣断崖をはじめとする美しい海岸美の景観保全に努めるとともに、環境教育の充実を図ります。

地域と行政の協働により、沿道花壇の手入れ、沿道や空き地の草刈り、適切な除雪などを行い、農山漁村と調和した景観づくりを推進します。

村民総参加による一斉清掃を継続実施するとともに、地域の自主的な清掃活動を促進します。

廃棄物の不法投棄防止やごみのポイ捨て防止を推進し、ごみのない道路や景観づくりに努めます。

植栽範囲が減少傾向にある花いっぱい運動は、地域の実情に合わせて、花苗から多年草や宿根草への切り替え、有償ボランティアや事業者のCSRを活用するなど、実施方法の見直しを検討します。

主な施策

きれいな村づくりの推進<<再掲>>、花いっぱい運動の推進

目指すべき
将来像

I
環境

基本目標
(領域別)

1
環境保全

人と自然が豊かにふれあえる地域づくりを推進します

**基本方針
(項目別)** (3)【地球温暖化防止】
環境に負荷の少ない生活や事業活動を推進します

現状と課題

地球温暖化、海洋汚染、森林破壊など、環境問題は生態系に大きな影響を与えるとともに、私たちの生活にさまざまな悪影響を及ぼすことから、全人類の課題として取り組む必要があります。

中でも地球温暖化は、電気や石油などの消費により発生する温室効果ガスが主な原因とされており、生活や事業活動を見直して排出量を減らすことが必要です。

村では、令和6年2月に「田野畑村ゼロカーボンシティ」宣言を行い、「田野畑村地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

村民一人ひとりが日常の生活の中でできることから環境保全に取り組み、次世代に継承できる持続的な社会を目指す必要があります。

平成27年度から、村内13の公共施設等を対象にICTを活用したエネルギーマネジメントシステムを運用しています。

取り組み

村民一人ひとりが節電や節水、環境に配慮した製品の購入など、省エネルギー活動等の取り組みを進めます。

アイドリングストップの励行や急発進・急加速の禁止などエコドライブを促進します。

本総合計画を環境基本計画として位置付け、本村の望ましい環境の実現を目指します。

主な施策

環境保全活動の推進、ごみ減量化の推進

後期基本計画

目指すべき
将来像

I
環境

基本目標
(領域別)

2
生活環境

快適な生活環境づくりを推進します

豊かな自然と共生し 暮らしに安らぎのある村をつくります

基本方針
(項目別) (1)【ごみ・し尿処理】
ごみ排出量削減の取り組みを促進します

現状と課題

限られた資源を有効に活用し、環境への負荷を減らすため「資源循環型社会」への転換が求められています。

村民1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、宮古地区広域市町村平均を下回っていますが、県平均をわずかに上回っており、さらなる排出抑制のため、ごみの分別の徹底、ごみを増やさない生活様式の見直しといった意識啓発が必要です。

広域行政組合のごみ処理費用負担金は、各市町村の搬入量に応じた負担割合となっているため、搬入量の削減に努めなければなりません。特に生ごみの大半は水分であるため、水切りの徹底が求められています。

沿道の美化のために春と秋の年2回行われる村内一斉清掃は、住民活動として定着し、ポイ捨て防止にも寄与しています。

取り組み

消費活動の見直しや生ごみの水切り徹底など、ゴミ減量化のための周知・啓発を行います。

環境マナー向上のため、ごみ出しルールの周知やポイ捨て禁止についての意識啓発を行います。

環境美化活動の啓発を積極的に展開し、全村での取り組みと村民個々の自主的な活動を推進します。

生活環境の美化向上を図るため、村内一斉清掃を実施します。

資源ごみ集団回収に奨励金を交付します。

主な施策

きれいな村づくりの推進<<再掲>>、ごみ減量化の推進<<再掲>>

目指すべき
将来像I
環境基本目標
(領域別)2
生活環境

快適な生活環境づくりを推進します

基本方針
(項目別)**(2)【上下水道】****上下水道等の普及促進と整備率向上を図ります****現状と課題**

水道は、地域の生活や産業活動に欠かすことのできない重要な社会基盤であり、安全かつ安定的な供給が求められます。

令和6年度末における簡易水道の給水人口は、令和2年度末の2,444人から118人減少し、2,326人となりました。一方、普及率は77.0%から80.9%へと3.9ポイント上昇しております。

しかしながら、人口減少に伴い料金収入の減少が見込まれており、財政運営上の課題となっています。

令和6年度末現在の有収率(有収水量／総配水量)は、令和2年度末の58.0%から66.3%へと8.3ポイント改善していますが、依然として約30%の水が未収水であり、収支改善の余地があります。また、既存施設の老朽化も進行しており、安定供給の確保に向けた対応が急務です。

このため、簡易水道会計の収支改善を図るには、漏水調査の強化及び修繕の促進によるさらなる有収率の向上が不可欠です。併せて、災害時の供給継続性を確保するため、計画的な耐震化の実施も重要な課題となっています。

下水道については、自然環境や河川・海洋水質の保全を図り、快適な居住環境を確保するため、施設の普及促進が求められています。

令和6年度末の水洗化率は、令和2年度末の78%から5.0ポイント増加し83%となっており、施策の効果が順調に現れていることがうかがえます。今後も水洗化対策事業の継続が望まれます。

また、合併処理浄化槽の設置に対して村費によるかさ上げ補助を行うなど、普及促進に努めてきた結果、浄化槽の普及率は令和2年度末の18%から1.6ポイント増加し、19.6%となりました。引き続き、浄化槽の普及促進に取り組む必要があります。

田野畑浄化センターについては、機器や設備の老朽化が進んでいることから、計画的な保守及び更新への取り組みが求められます。

なお、本村の上下水道事業は、令和6年度より地方公営企業法に基づく公営企業会計へ移行しており、経営の「見える化」を推進するとともに、持続可能な運営の実現に向けて、事業水準の向上や経営基盤の強化を図る必要があります。

取り組み

簡易水道及び専用水道は、安定的な水源の確保に加え、災害時における重要施設の耐震性強化を図るとともに、施設の老朽化が進行していることから、計画的な更新・修繕を推進します。さらに、人口減少に伴う料金収入の減少という構造的課題に対応するため、施設規模の適正化(ダウンサイジング)や、施設のライフサイクル全体を見据えた

後期基本計画

目指すべき
将来像

I
環境

基本目標
(領域別)

2
生活環境

快適な生活環境づくりを推進します

豊かな自然と共生し 暮らしに安らぎのある村をつくります

アセットマネジメントの導入・強化を図り、更新・修繕の優先順位付けや長寿命化対策を戦略的に進め、限られた財源の中で持続可能な運営の実現を目指します。

下水道等の污水处理施設整備地区においては、加入率及びトイレの水洗化率の向上を図り、快適で衛生的な居住環境の整備と、河川・海洋の水質保全に取り組みます。

また、今後老朽化が見込まれる各污水处理施設については、漁業集落排水事業においては機能保全計画に基づく保全工事を、特定環境保全公共下水道事業においてはストックマネジメントにより計画的な施設の長寿命化、効率的な維持管理に努めます。いずれにおいても、アセットマネジメントの考え方を取り入れ、施設の健全性評価や更新計画の精度向上を図るとともに、財務的持続性の両立を目指します。

未整備地区に対しては、引き続き合併処理浄化槽の設置に対する補助制度を継続し、普及促進を図ります。併せて、合併処理浄化槽による排水処理の促進のため、放流先の整備を推進します。

令和6年度から地方公営企業会計へ移行したことを踏まえ、経営の透明性を確保するとともに、資産管理・財務管理の高度化を図り、経営基盤の強化と事業の持続可能性の向上に努めます。

主な施策

簡易水道施設整備の推進、専用水道施設整備の推進、浄化槽設置の推進、
公共下水道等接続水洗化の推進、経営戦略及びアセット(ストック)マネジメントの推進

目指すべき
将来像I
環境基本目標
(領域別)2
生活環境

快適な生活環境づくりを推進します

基本方針
(項目別)**(3)【住宅・公園】****憩いのある住居環境や公園づくりを進めます****現状と課題**

公営住宅等長寿命化計画に基づき、村民の住環境向上を図るため、老朽化した村営住宅及び定住促進住宅の長寿命化を進めています。

木造住宅の耐震改修に対して支援を行っていますが、利用が少ない状況にあり、人口減少に伴う将来の住宅需要予測に応じた村営住宅等の再編や縮小を検討する必要があります。

思惟大橋コミュニティ公園は、憩いを求める村内外からの家族連れなどでにぎわっており、公園の安全で快適な維持管理が求められています。

取り組み

村営住宅及び定住促進住宅の適正な整備及び管理を行います。

村営住宅等の空き家を活用し、子育て世代をはじめとした移住者の拡大に取り組みます。

思惟大橋コミュニティ公園が安全に利用できるように定期的な安全点検の実施と修繕、古くなった遊具の撤去を順次進めてまいります。

主な施策

村営住宅長寿命化の推進、定住促進住宅長寿命化の推進、移住お試し住宅事業及びお試し移住費用の助成事業、木造住宅耐震改修の推進、省エネ改修の推進、思惟大橋コミュニティ公園の適正な維持管理及び古くなった遊具の撤去

後期基本計画

目指すべき
将来像

I
環境

基本目標
(領域別)

3
エネルギー

持続可能なエネルギー導入を推進します

豊かな自然と共生し 暮らしに安らぎのある村をつくります

基本方針 (項目別) (1)【エネルギー】
再生可能エネルギーの導入を進めます

現状と課題

国は、令和2年に、2050年(令和32年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。本村においても、令和6年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、村民や事業者とともに地球温暖化対策への理解を深めながら、次世代へ豊かな自然や生活環境を引き継いでいくため、温室効果ガス削減の取組を実施していくこととしています。

本村における温室効果ガス排出量は、家庭部門で全体の約21%、事業所で約39%となっており、日常生活・業務での省エネルギー行動に積極的に取り組む必要があります。また、住宅や施設の更新時に、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー設備の導入が期待されます。

公共施設においては、エネルギー種別で電気の割合が高く、再生可能エネルギー由来の電力の導入や、日常業務における省エネルギー行動が求められます。また、施設の更新・大規模修繕時には、再生可能エネルギー設備の導入が求められます。

本村は豊富な森林資源を有するため、木質バイオマスエネルギーを導入し、村産の木材等を活用することで、持続可能な地域循環の形成が期待されます。

取り組み

家庭や事業所での省エネルギー行動を推進し、温室効果ガス削減を図ります。

住宅における再生可能エネルギー設備設置費用の補助制度により導入経費を支援します。

公共施設において、施設更新時に再生可能エネルギー設備の導入を検討します。

森林資源を活用した木質バイオマスエネルギーの導入を検討し、持続可能な地域循環の仕組みづくりを推進します。

主な施策

住宅用再生可能エネルギー設備導入費の支援、

公共施設への再生可能エネルギー導入推進、木質バイオマスエネルギー導入検討

安全で生き生きとした生活が営まれ、 人々が集い笑顔あふれる村にします

基本方針
(項目別)

(1)【健康づくり】

心のケアの充実と生活習慣の改善を図ります

現状と課題

東日本大震災以降、生活形態に変化が生じたことが、食生活の乱れや運動不足等に繋がっており、血圧、肥満、LDLコレステロール値の高い人が増加傾向にあります。

元気で長生きし、豊かな人生を送るため、自分の健康は自分で守るという健康意識の向上をさらに図る必要があります。

適切な運動は生活習慣病の予防などに有効であるほか、高齢化の進展による寝たきりや認知力の低下等を防ぎ、健康の維持・増進に大きな役割を果たすことが知られています。

ウォーキングなど日常生活の中に意識的に運動を取り入れている人たちも増えていますが、まだ少ない傾向です。加えて基本的な生活習慣や食習慣を理解し実行している人も同様に少ない傾向です。

個々のライフスタイルや価値観が多様化し、偏った食生活による生活習慣病が増加しています。生涯を通じた食育活動が重要です。

村民一人一人が自ら健康を守るため、疾病の予防と早期発見する保健事業の推進と、村民の健康意識の啓発が必要です。

取り組み

健康増進法による「健康日本21」及び「健康いわて21プラン」に基づき、健康寿命の延伸のため、適切な運動と身体活動、基本的な食習慣を身に付ける健康教育を行います。併せて、若い世代によい食習慣を身につけることが重要なことから、各世代に合わせた栄養指導、栄養相談を行います。

加齢による体力低下を防ぐために村民の健康状態に応じた保健指導や運動教室を行い、より健康的な生活を送り、元気で長生きする高齢者の増加に努めます。

健康に対する意識啓発を推進するために健康相談を開催します。

震災の教訓を生かしながら、状況変化に応じた心身のケアを行います。

こころの健康問題に関する相談や普及啓発活動などの取り組みを促進します。

食育基本法(第18条)に基づく「田野畑村食育推進計画」として位置付け、保育施設や学校等関係機関と連携して子どもの食育を推進し、家庭への波及も図ります。

地産地消や郷土料理の伝承を継続します。また、食品ロスなどの環境問題にも取り組みます。

主な施策

生活習慣病予防の推進、運動による健康づくりの推進、栄養指導、栄養相談・健康相談の開催、こころの健康づくり推進、食育の推進

目指すべき
将来像

Ⅱ
生活

基本目標
(領域別)

Ⅰ
保健

心と体の健康づくりを推進します

後期基本計画

目指すべき
将来像

Ⅱ
生活

基本目標
(領域別)

1
保健

心と体の健康づくりを推進します

安全で生き活きとした生活が営まれ、 人々が集い笑顔あふれる村にします

基本方針
(項目別)

(2)【母子保健】

子どもを健やかに産み育てる環境をつくります

現状と課題

母子ともに健康で健やかに成長できる環境の整備と充実が求められています。

妊婦が定期的に健診を受け、安心して出産ができるよう、妊婦健診を14回まで公費負担しています。また、子どもを希望しながらも恵まれない夫婦に対し、特定不妊治療費及び一般不妊治療費の一部を助成しています。

子どもの誕生と健全な育成を資して、第1子に30万円(第2子以降は+10万円)のエンゼル祝金を支給しています。また令和3年度から3歳の誕生日を迎えるこどもと家族にはバースデイ宿泊券を交付しています。

出産後の産婦に対しては、健康確保と経済的負担を軽減するため、産婦健康診査費用の一部を公費負担しています。

新生児に対しては、聴覚異常の早期発見・療育を図るため、新生児聴覚検査費用の全額を助成しています。

子どもを安心して健やかに育てられるよう、高校生までの医療費を無料化し、子育て中の親の負担軽減を図っています。

社会環境の変化による育児不安を解消するため、発育発達や栄養に関する相談指導を行っています。

少子化の進展により、近所に乳幼児を持つ親が少ないことから、仲間づくりなど育児をサポートする体制の強化が求められています。

取り組み

特定不妊治療費及び一般不妊治療費の助成を行います。

乳幼児健診を充実し、月齢・年齢に応じた発達発育を確認するとともに保健指導を実施し育児支援を行います。

令和4年度に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援の充実に努めます。

主な施策

妊産婦の保健活動の推進、乳幼児の保健活動の推進、
発達発育・思春期支援活動の推進、衛生教育の推進、エンゼル祝い金の支給、
バースデイ宿泊券の交付

目指すべき
将来像Ⅱ
生活基本目標
(領域別)Ⅰ
保健

心と体の健康づくりを推進します

基本方針
(項目別)**(3)【成人保健】
健康診査の受診率向上を図ります****現状と課題**

村民の老衰以外での死亡原因は、がん、脳血管疾患、心疾患が多く、日常生活習慣から病気の発症へと至ります。

また、高血圧、高血糖の傾向が高く、どちらも無症状で経過し、重症化すると命の危険を伴う合併症を起こす可能性があります。

平成22年度に健診方法を地区巡回型に変更したことにより、がん検診受診率が上昇しましたが、東日本大震災後受診率が低下し、現時点でも平成22年度の水準には達していません。

一方で、がん検診無料クーポン券の配布をきっかけに、初回受診者は増加傾向にあります。

元気で長生きし、豊かな人生を送るためにも、自分の健康は自分で守るという健康意識のさらなる向上を図る必要があります。

若い頃からの生活の乱れが、中高齢になって疾病を引き起こしがちなことから、生活習慣の改善を心掛け、定期的に健康診査とがん検診を受診することにより、自分の健康状態を把握し、病気の早期発見・早期治療につなげ、重症化を防ぐことが重要です。

生活習慣病は、重篤な病気を引き起こす要因となっていることから、発症の予防が求められ、保険者ごとに特定健康診査・保健指導を実施しています。

取り組み

健康診査やがん検診の受診率向上に努め、疾病の早期発見・早期治療により働き盛り世代の早世を防ぎます。

特定健康診査等により生活習慣病予備軍となる対象者を抽出し、生活習慣病対策及び介護予防の保健指導を行い、重症化の予防に努めます。

総合的な保健事業を展開し、健康寿命を延伸することで、医療保険制度及び介護保険制度の安定的な運営を図ります。

主な施策

特定健康診査・特定保健指導活動の推進、各種がん検診等の推進、病気の早期発見・早期治療活動の推進、健康教育の推進

後期基本計画

目指すべき
将来像

Ⅱ
生活

基本目標
(領域別)

1
保健

心と体の健康づくりを推進します

安全で生き活きとした生活が営まれ、 人々が集い笑顔あふれる村にします

基本方針 (項目別) (4)【歯科保健】
虫歯と歯周病の予防意識向上に努めます

現状と課題

本村では、ブラッシング指導やフッ化物洗口、シーラント充てんなどの歯科保健活動の成果により、12歳児の永久歯1人平均虫歯本数は1本以下で、県下でも群を抜いて虫歯の数が少ない状況となっています。

乳幼児に対しては、3歳以前に虫歯になる子どもが発生しないよう、個別歯科相談を実施し、乳歯の虫歯予防対策を講じています。

成人から高齢者に対しては、歯周疾患の罹患やそれに伴う歯の喪失が起こり、生涯を自分の歯で過ごせる人が少ない状況にあります。対策として、歯周病健診の受診勧奨を行っています。受診率が低い状況です。

児童生徒の良好な口腔衛生状態の水準を維持しつつ、成人から高齢者まで口腔に関心を持ち続けるよう長期的な取り組みの推進が求められています。

取り組み

乳幼児の個別歯科指導を継続して行うとともに、関係機関と連携を図りながら虫歯予防活動を行い、子育て中の両親、祖父母にも口腔衛生に対して理解を深めてもらい、虫歯予防意識の向上を図ります。

児童生徒に対しては、フッ化物洗口、シーラント充てんを継続して行いながら、口腔衛生の指導等も保育園・児童館・学校と協力しながら行います。また虫歯がある児童生徒の早期治療を促し、歯科疾患の重症化を予防します。

成人から高齢者に対しては、生涯自分の歯で食べられる健全な口腔状態を維持するため、8020運動(80歳になっても20本以上自分の歯を保つ)の推進として、虫歯予防のほか、歯周疾患の歯科保健指導や健康診査を通じて自分の歯を失わないための方策や早期治療を働きかけ、啓発普及に努めます。

主な施策

乳幼児の個別歯科保健活動の推進、歯周病唾液検査活動の推進、
幼児・児童・生徒の虫歯予防活動及び早期治療の推進

目指すべき
将来像Ⅱ
生活基本目標
(領域別)1
保健

心と体の健康づくりを推進します

基本方針
(項目別)**(5)【感染症対策】**
各種予防接種の接種率を向上させます**現状と課題**

感染症対策は、個々の予防対策に重点を置いています。

予防接種は、保護者が接種の必要性を理解し自ら進んで接種するとされていることから、対象疾病の特性や有効性を説明したうえで接種を行っています。しかし、種類によっては接種機会が限られているなど、保護者の意思や都合で接種率の低下に影響している予防接種があります。

今後、新たな感染症の発生も考えられることから、基本的な感染症対策のほか、正しい知識の普及啓発に努める必要があります。

取り組み

感染症に対する正しい知識の情報提供を行い、疾患の発生や集団感染を防ぎます。

経済的負担の軽減及び健康の保持増進を図るため、満1歳以上で接種日に村に住所がある人を対象に、インフルエンザワクチンの接種費を助成しています。

予防接種の必要性を村民が理解し、積極的に予防接種を受けるよう啓発します。

予防接種による村全体の免疫水準を維持するため、接種機会を安定的に確保します。

主な施策

各種予防接種の推進、感染症に関する意識啓発活動の推進

後期基本計画

目指すべき
将来像

Ⅱ
生活

基本目標
(領域別)

2
医療

「病診連携」による広域医療体制を強化します

安全で生き生きとした生活が営まれ、 人々が集い笑顔あふれる村にします

基本方針 (項目別) (1)【医療】
1次医療サービスの充実を図ります

現状と課題

医科診療所では、外来診療、訪問診療、学校・職域健診、各種予防接種事業が行われています。

介護保険サービスの提供とともに、高齢者の多様な医療ニーズに対応したきめ細かな医療体制が求められています。

救急医療や専門科による高度医療を提供する県立病院などとの「病診連携」による広域医療支援体制の充実と強化が必要です。

県保健医療計画により、県立病院や高度救命救急センターへの救急患者搬送への時間が大幅に短縮され、重症患者の救命率向上につながっています。

歯科診療所では、外来診療、訪問診療に加えて、乳幼児・妊婦・母子・学校・成人・高齢者歯科保健事業などのサービスが行われているほか、学校歯科健診など、さまざまな健診事業も行われています。

また、日中の診療時間帯に通院困難な方のニーズに対応するため、1カ月に2回、夜間診療が行われています。

取り組み

1次医療サービスの充実を図るとともに、近隣の中核病院との病診連携により広域医療体制の強化を図ります。

保健、社会福祉事業との連携を強化しながら、効果的な医療サービスの提供を図ります。

岩手医科大学医学部・歯学部・県立病院の研修医等を積極的に受け入れるほか、同大学医学部・歯学部の学生の地域医療実習も受け入れていくとともに、岩手県国民健康保険団体連合会が実施している市町村医師養成事業に継続的に参加します。

訪問診療や訪問歯科診療を実施し、高齢者が住み慣れた自宅で安心して療養生活を送れるように支援を進めます。

主な施策

医科 訪問診療の推進、市町村医師養成対策の推進、

歯科 訪問歯科診療の推進、市町村医師養成対策の推進、夜間診療

目指すべき
将来像Ⅱ
生活基本目標
(領域別)3
福祉

誰もが幸せに暮らせる「結いの社会」をつくります

基本方針
(項目別)

(1)【児童福祉】

自然と人の絆が育む子育て環境を推進します

現状と課題

子ども一人一人が心身ともに健やかに成長できるように、地域社会全体での子ども・子育て支援が求められています。

本村では、こども園での未就学児の保育を実施していますが、少子化により1クラスあたりの児童数が減少しています。

放課後児童クラブを小学校敷地内に施設整備し、学童保育事業として実施しています。また、子育てにおける悩みや不安等の相談対応や、子育て全般に関する情報提供など、保護者に寄り添った子育て支援を行っています。

共働きや核家族化といった子育て環境の変化などによる保護者の育児不安の増加や、児童虐待に対する社会の関心の高まりなどを背景に、児童虐待対応件数が岩手県内で大幅に増加しています。

取り組み

こども園、放課後児童クラブで充実した保育に努めます。

令和4年度に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援の充実に努めます。

0歳から高校生までの医療費の無料化を継続します。

令和4年度に設置した子ども家庭総合支援を拠点に、児童虐待の早期発見や支援が必要な家庭への相談対応、再発防止に至るまで、関係者間と連携して取り組みます。

主な施策

乳幼児の保健活動の推進<<再掲>>、地域子育て支援活動の推進、
子ども医療費助成給付、保育サービス向上の推進、児童虐待防止の連携強化

後期基本計画

目指すべき
将来像

Ⅱ
生活

基本目標
(領域別)

3
福祉

誰もが幸せに暮らせる「結いの社会」をつくりまします

安全で生き生きとした生活が営まれ、 人々が集い笑顔あふれる村にします

基本方針 (項目別) (2)【高齢者福祉】 住み慣れた地域で生活ができるよう支援します

現状と課題

高齢者福祉は、保健事業と協力し寝たきりや介護を必要としない元気高齢者を増やすための施策の展開が必要です。

現在村内には3つの高齢者福祉施設がありますが、施設利用のみではなく、在宅での生活を送るためのサービスの充実や介護予防の更なる推進が必要です。

村内全域で高齢化が進み、地区活動や集まりなどへの参加が難しくなっている人もいます。

運動不足、栄養不足、閉じこもりが原因の要介護状態は日ごろの心掛けで予防することができます。元気ではつらつとした高齢者を増加させるため、予防知識の普及を図りながら、高齢者の生きがいがいづくりと社会参加を充実させることが求められています。

また、高齢化社会が進展する中、要介護高齢者や認知症の人たちが今後ますます増えることが想定されています。この対応策の一つとして、成年後見制度に対する理解を深めておく必要があります。

取り組み

元気高齢者対策として、社会福祉協議会やシルバー人材センター等と連携を図り、生きがいがいづくりと社会参加を推進し、知識や経験と技能を生かした地域活動の参加や就労の機会づくりを行います。

認知症や寝たきりにならないための介護予防知識の啓発を積極的に行います。

成年後見制度の普及と利活用に対し、宮古圏域成年後見センターと連携を図りながら必要な支援を行います。

虚弱高齢者及び要介護高齢者については、地域包括支援センターを中心とし、高齢者と家族状況に応じた相談対応や医療・介護・福祉の各種サービスが継続的に提供されるように支援します。

1人世帯・高齢者世帯に対しては、生活実態等を調査しながら日常生活に必要なサービスの構築や提供を支援します。

主な施策

介護予防事業の推進、介護保険による各種サービスの推進、高齢者就労対策の推進、高齢者見守り訪問の推進、高齢者の在宅安心生活サポートの推進、成年後見制度の普及推進、地域包括支援センター活動の推進

目指すべき
将来像Ⅱ
生活基本目標
(領域別)3
福祉

誰もが幸せに暮らせる「結いの社会」をつくります

基本方針
(項目別)**(3)【障がい者福祉】****誰もが持てる能力を十分に発揮できる社会参加を支援します****現状と課題**

障がい者が社会参加できる社会づくりが定着してきていますが、障がい者に対する偏見がまだ残っています。

幼児期からのふれあい教育、ボランティア活動などの推進が求められています。

障がい者福祉は、障がいのある本人への理解や対応だけでなく、地域社会の一員として「共に生きる」という意識の向上が必要です。

取り組み

障がい者についての正しい知識の普及のため関係機関と連携した広報活動を行い、村民の理解を深めるとともに偏見差別の一掃に努めます。

障がい者が自立して生活していくため、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の提供、多様な雇用の場の確保、関係機関との連携による情報提供などの支援を行います。

障がいの発生予防、早期発見、早期治療のため各種対策の充実を図ります。併せて障がいの多様化、重度化及び重複化に対応するため広域的連携体制の確保に努めます。

障がい者の権利擁護対策については、宮古圏域障がい者自立支援協議会と連携し、普及啓発を行います。

主な施策

更生医療給付の推進、在宅酸素療法患者への助成、
障害者総合支援法による各種給付の推進、身体障がい者対策の推進、
知的障がい者対策の推進、発達発育支援活動の推進<<再掲>>

後期基本計画

目指すべき
将来像

Ⅱ
生活

基本目標
(領域別)

4
消防・安全

安全で安心で強くしなやかな地域社会をつくります

安全で生き生きとした生活が営まれ、 人々が集い笑顔あふれる村にします

基本方針 (項目別) (1)【消防・防災】
事前防災と住民の共働による防災・減災活動を促進します

現状と課題

本村は、東日本大震災により甚大な被害を受け、また、震災から14年の間に2度の大型台風接近に伴う大雨災害を経験しました。

復旧復興事業では、住宅の移転団地造成事業や防潮堤整備、河川水門遠隔制御システム整備、津波避難路を整備したほか、防災行政無線デジタル化整備や気象観測装置の設置など防災に関わる情報収集機器の整備及び避難情報伝達機器の多重化等防災体制の充実強化が行われ、その適切な更新、維持管理等が課題となります。

今後は、日本海溝・千島海溝を震源とする地震・津波災害や局地的な集中豪雨による土砂災害、浸水害など、大規模な災害に備え、事前防災の視点からハード整備と、早期避難行動、及び避難行動要支援者の支援体制を軸としたソフト施策を組み合わせ強くしなやかで、住民及び村内団体等との共働による防災・減災活動を推進していくことが求められます。

消防関係機関は、宮古消防署田野畑分署を中心として、村消防団(1本部/4分団)・女性消防協力隊(3班)・婦人防火クラブ(6団体)・自主防災組織(3団体)が結成されており、各機関が平時から訓練を通じて連携を図り、住民に安全と安心を届ける防災活動を展開しています。

取り組み

各種危険区域等のハザードマップの作成や避難計画の定期的見直しを図り住民に周知します。

老朽化した消防自動車等の計画的な車両更新を進めます。

住民に、早期避難を軸とした命を守る避難行動や災害への備えの周知を図るとともに、地域リーダーとなる防災士の育成を推進し、自助・共助による自発的な防災活動を促進します。

災害の種別に応じた迅速かつ適切な対応を図るため、実践的な防災訓練を実施します。

地域消防力の強化を図るため、環境改善や、消防団員の確保に努めるとともに、消防水利などの施設整備を促進します。

災害時村民が安心する避難所を目指し、安全な避難所環境等の整備を進めます。

主な施策

ハザードマップや避難計画の定期的見直し、消防車両等更新の推進、治山・治水事業の推進、土砂災害危険箇所指定の推進、自主防災組織及び防災士の育成強化、総合防災訓練の実施、消防団員の確保、消防水利の充足、避難所の指定拡充及び機能強化、防災・減災事業の推進

目指すべき
将来像Ⅱ
生活基本目標
(領域別)4
消防・安全

安全で安心して強くしなやかな地域社会をつくりま

基本方針
(項目別)

(2)【安全】

犯罪と交通事故のない安全な地域社会をつくりま

現状と課題

本村では、平成26年9月から約9年11カ月、交通死亡事故ゼロを継続していたものの、令和6年8月に1件の交通死亡事故が発生しました。

現在(令和7年8月時点)は、関係機関等の協力により、交通死亡事故ゼロ1年を継続していますが、高齢者の関わる交通事故や、物損事故は毎年発生しています。

悲惨な交通事故から尊い命を守るために、交通安全意識の向上や幼児期から生涯にわたる交通安全教育の徹底、総合的な交通安全対策を推進し、交通事故を根絶することが求められています。

犯罪は、県内を見るとなりすまし詐欺や架空請求などの特殊詐欺の件数が増加するなど、憂慮すべき状況になっています。さらに、インターネットやSNSの普及により、犯罪の手口は巧妙化しています。村内では、実在する会社を名乗る特殊詐欺の予兆電話等が確認されていることから、犯罪に巻き込まれない地域ぐるみの防犯対策と意識啓発が必要です。

取り組み

幼児や児童に対し、交通安全教室を継続的に実施し、横断歩道の渡り方や自転車の交通ルール等の学びの場を提供することで、幼少期からの交通安全意識の高揚を図ります。

警察、交通指導員、交通安全協会等との連携を図り、飲酒運転の撲滅や高齢者の事故防止、シートベルトの着用徹底、自転車の交通ルールの徹底、夜光反射材の装着による歩行者の事故防止などのきめ細かな交通安全運動を推進します。

季節ごとに展開される全国交通安全運動や交通事故防止県民運動に合わせ、関係機関と連携した街頭啓発活動を継続的に実施します。

交通事故に遭遇したときの備えとして、交通災害共済の加入を促進します。

幼児や児童に対し、幼少期から防犯への意識を高めるための防犯教室を継続的に実施します。また、村防犯協会による小学校新入学児童への防犯ブザー配布のほか、防犯連絡員と連携して、鍵かけの徹底や地域の見守り活動の実施など、住民による自主的な防犯活動の展開を促します。

村民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、関係機関と連携し、安全安心なまちづくり一斉運動による街頭啓発活動の実施や専門機関が発行するチラシ等の広報活動により、防犯意識の高揚を図ります。

後期基本計画

目指すべき
将来像

Ⅱ
生活

基本目標
(領域別)

4
消防・安全

安全で安心して強くしなやかな地域社会をつくります

安全で生き生きとした生活が営まれ、 人々が集い笑顔あふれる村にします

主な施策

幼児や児童に対する交通安全教室の実施、交通安全街頭啓発活動の実施、
交通災害共済の加入促進、幼児や児童に対する防犯教室の実施、
鍵かけ運動や地域防犯見守り活動の展開、
安全安心なまちづくり一斉運動による街頭啓発活動の実施、消費者救済対策の推進

目指すべき
将来像Ⅱ
生活基本目標
(領域別)5
定住促進

定住環境の充実に努めます

基本方針
(項目別)

(1)【定住・移住】

村の魅力向上させ、人口減少率の低減を図ります

現状と課題

平成27年4月に3,667人だった村の人口は令和8年1月に2,800人と867人減となりました。平成30年度からは、年100人を超える減少が続き人口減少が加速しています。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、令和27年の人口予測は令和2年比で約5割減少し、1,632人になると予測されています。

人口減少率を低減するため、戦略的な施策の実行が求められています。

生活様式の多様化により未婚化が進んでいます。

出生数の減少や就学・就労のための転出も人口減少の大きな要因となっていることから、若者や子育て世代を呼び込むため、子育て環境の充実、就労対策及び住宅確保が求められています。

さらに、将来的な移住につながるよう、田野畑村の関係人口の拡大を図る取り組みが必要です。

取り組み

出会いの機会の創出として若者交流イベント企画、実施します。また、「いきいき岩手」結婚サポートセンター(i-サポ)」の利用促進を図ります。

婚姻の仲立ちをした仲人への報奨金支給事業や、新規にご結婚された夫婦への祝金支給事業に取り組みます。

第1次産業の担い手育成や6次産業化の推進、第三セクター会社の経営強化等を行い雇用の場の確保に努めます。

空き家バンクの利用促進により、空き家の利活用の啓発に努め移住者のための住宅を確保し、U・I・Jターン受け入れ促進のための定住住宅等の確保及び情報発信を強化します。

地域おこし協力隊制度等の活用により、都市部からの移住者の拡大に取り組みます。関係人口の拡大を図るため、村の魅力の戦略的な情報発信を行い、体験型観光やインバウンド観光による来村者の増加を目指します。

道路や上下水道施設、村営住宅、地域情報基盤など、生活環境の整備改善を図ります。

保健・医療・福祉の密接な連携、1次医療の確保と中核病院との連携、総合的な福祉対策の充実に努めます。

保育料や高校生までの医療費の無料化等の子育て支援施策を継続します。

後期基本計画

目指すべき
将来像

Ⅱ
生活

基本目標
(領域別)

5
定住促進

定住環境の充実を図ります

安全で生き生きとした生活が営まれ、 人々が集い笑顔あふれる村にします

主な施策

定住対策の促進、空き家バンクの運用、定住住宅整備の推進<<再掲>>、
定住対策用住宅修繕の補助、定住・移住情報の発信強化、
居住環境の向上(浄化槽設置、水洗化の普及等)、若者交流イベント等の開催、
子ども医療費給付の推進<<再掲>>、保育サービス向上の推進<<再掲>>、
育英奨学資金貸付制度の推進<<再掲>>、地域おこし協力隊制度等の活用推進、
婚姻率向上の推進、エンゼル祝金の給付、バースデイ宿泊券の交付<<再掲>>

ふるさとに愛着を抱き、 人間性豊かな人材を育てます

基本方針
(項目別)

(1)【家庭教育・就学前教育】

家庭教育に関する保護者の研修機会を充実します

現状と課題

小中学校やこども園の保護者を対象とした講座や講演会等の学習活動が行われています。

家庭教育は全ての教育の出発点であり、人間形成の土台をつくる重要な機能を持っています。

家庭教育によって、子どもは生きるための基礎的な資質や能力を培い、人格を形成していきます。

家庭では、家族の全員が家庭教育の重要性を自覚し、協力して子どもの教育にあたることが大切です。

「子どもは地域の宝」という観点から、家庭・学校・こども園等・地域・行政が連携を密にし、子育て家庭を支援していく必要があります。

「子どもの育ち」を大人たちがどのように支え導いていくのかという視点も大切です。

家庭教育は、心豊かな子どもの育成を願い、関係諸機関・団体との連携に努め、家庭教育の一層の充実を図る必要があります。

行政は、子どもの発達段階に応じた学習機会の提供や家庭教育・子育て等に関する相談活動を行うなど、側面的な支援を積極的に行っていく必要があります。

就学前教育は、人間形成の基礎となる心身の望ましい発達を方向付ける重要な分野です。

令和5年度に統合されたこども園では、0～5歳児を対象とした保育活動の中で、教育も重視した運営を行っています。

地域内に子どもが少なくなっている中で、子どもの社会性を育てるためにも、幼小中連携による系統づけた教育カリキュラムの設定や幅広い世代間との交流を持たせることが重要となっています。

取り組み

核家族化や共稼ぎの増加により減少傾向にある親子の対話が増えるような機会の提供に努めます。

子どもの成長段階に応じた学習機会の設定や、子育てに関わる悩みや困りごとの解消のため、講演会や親子家庭教育学級を開催します。

幼少期から学校教育までの切れ目のない子育て支援に対応するため、子育て世代包括支援センターと連携します。

児童館行事を積極的にPRし、多くの住民の来館を促します。

地域や村内イベントなどに参加することにより、幅広い世代間との交流を推進します。

目指すべき
将来像

Ⅲ
学習

基本目標
(領域別)

Ⅰ
教育

進んで学び、
心豊かでたくましい子どもを育成します

後期基本計画

目指すべき
将来像

Ⅲ
学習

基本目標
(領域別)

1
教育

進んで学び、
心豊かでたくましい子どもを育成します

ふるさとに愛着を抱き、 人間性豊かな人材を育てます

主な施策

家庭教育学級の推進、幼小中連携による就学前教育と保育の充実（「アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム」の編成と実践）、地域子育て支援活動の推進《再掲》、保育サービス向上の推進《再掲》、乳幼児への医療費給付の推進《再掲》、保育料等の無料化の推進《再掲》子育て世代包括支援センターとの連携《再掲》

目指すべき
将来像Ⅲ
学習基本目標
(領域別)Ⅰ
教育

進んで学び、心豊かでたくましい子どもを育成します

基本方針
(項目別)

(2)【学校教育】

幼小中連携及び地域と一体となった教育の推進を図ります

現状と課題

小学校、中学校ともに1校の本村では、小中学校の9年間を見通した心身の成長や学びの連続性の確保のため、幼小中連携教育に取り組んでいます。

基礎学力を向上させるため、授業の充実と読書、家庭学習の習慣を定着させる必要があります。

近年、学級などの集団への適応が困難な子どもが増えており、児童一人一人に対するきめ細かな配慮や支援が求められています。

児童生徒の健全育成のため、家庭と地域、学校がより一層の連携を深める必要があります。

令和5年度から日本国内の語学研修施設において「中学生国際理解・語学研修」を実施しています。

旧6小学校区で培われてきた特色ある地域教育活動を継承するとともに、地域間の融和と新たな枠組みづくりが求められています。

学力向上の一助として、ICT技術の活用が求められています。

令和12年には、児童・生徒数の減少により小学校で複式学級の開始が見込まれることから、学習をサポートする体制の整備が求められています。

取り組み

生活リズムの定着や学力向上のため、幼小中連携教育の実現を図り、幼少期から中学校までの15年間を通して子どもたちの発達段階に応じた連続的・系統的なカリキュラムを編成します。

小学校教育では、児童一人一人に対するきめ細かな配慮や支援の充実を図るとともに、大きな集団の中で相互理解や協調性を大切にしながらも、個性を發揮できる児童の育成に取り組めます。今後、複式学級の開始が見込まれることから、村費負担による講師を配置し、学習をサポートできるよう体制を整備します。

児童生徒の健全育成を推進するために、家庭と地域、学校のより一層の連携を深めるとともに、学校運営協議会の充実に取り組めます。

学校と家庭及び地域との連携により、読書活動の習慣化を図ります。

児童生徒一人一人に寄り添った、きめ細やかな支援をするため、小中学校にサポートティーチャー(支援員)を配置します。

豊かな自然や地域の産業の良さを体験活動を通して学ぶ、「田野畑学(地元学)」を展開します。

ALT(英語指導助手)を配置し、小中学生の外国語教育の充実と異国文化理解の促進に取り組めます。

後期基本計画

目指すべき
将来像

Ⅲ
学習

基本目標
(領域別)

1
教育

進んで学び、
心豊かでたくましい子どもを育成します

ふるさとに愛着を抱き、 人間性豊かな人材を育てます

電子黒板やタブレット端末など、ICT(情報通信技術)の利活用に取り組みます。
自然災害から命を守る実践的な防災教育と復興教育に取り組みます。

主な施策

幼小中連携教育の推進、学校教育環境(校舎・教材・教具・図書・ICT)の整備充実、
学校運営協議会(コミュニティスクール)の展開、学校ICTの活用促進、
育英奨学資金貸付制度の推進、復興教育(防災教育)の推進

目指すべき
将来像Ⅲ
学習基本目標
(領域別)2
青少年の健全育成

心身ともに健全で心豊かな青少年を育成します

基本方針
(項目別)**(1)【青少年の健全育成】
社会性を育む体験的な活動を充実させます****現状と課題**

青少年は、普段の地域社会活動の中で社会性を学ぶことから、地域社会の教育力が一層重要性を増しています。

教育振興運動などで、青少年を対象とした体験的な学習活動が行われてきましたが、小学校統合や震災を契機に活動は縮小傾向となっています。

次世代の地域リーダーを養成するため、地域行事や自治会活動、ボランティア活動などに青少年を主体的に参加させるよう配慮することが必要です。

青少年の問題行動を未然に防止するため、学校や家庭、PTA、地域、警察などの関係機関の連携と協力による一体的な取り組みが必要です。

取り組み

体験や交流などの多様な学習機会の充実に努めます。

学校運営協議会を導入し、学校を中心とした活動や地域住民の連携に努めます。

社会性を育む自然体験や生活体験、学習活動の充実を図ります。

青少年リーダー及び指導者の養成に取り組みます。

子どもたちを取り巻く有害環境対策を推進します。

メディアやインターネット社会に適応できる能力を養い、適正な利活用ができる学習の機会をつくります。

主な施策

村民研修事業の実施、生涯学習活動の推進<<再掲>>、

学校運営協議会(コミュニティスクール)の展開<<再掲>>、

教育振興運動の推進(教育フォーラムの開催)、情報機器モラル教育の推進

後期基本計画

目指すべき
将来像

Ⅲ 学習

基本目標
(領域別)

3

生涯学習・スポーツ活動

生涯学習推進計画を促進し、
多様な人材を育成します

ふるさとに愛着を抱き、 人間性豊かな人材を育てます

基本方針
(項目別)

(1)【生涯学習】

村民ニーズに対応した生涯学習活動を支援します

現状と課題

生涯学習は、自己の充実を目指して、一人一人の自発性に基づいて進められる活動です。意図的な学習活動だけでなく日常生活のさまざまな場面でも行われ、自分にふさわしい手段、方法を選択しながら生涯を通じて進められるものです。

村民の価値観や生活様式の多様化あるいは人口減少や高齢化の進展などにより、生涯学習に対するニーズの減少や変化が見られます。

国際化の進展に伴い、多様な民族、多様な文化をもった人々と向き合い共に生きていく必要があります。

取り組み

村民の学習ニーズや現代的課題、地域課題に対応した学習活動を展開します。(学習機会の充実、庁内関係課や各種団体等と連携した学習プログラムの調整)

「教育フォーラム」を開催し、村民の教育への関心を一層高めます。

自主学習サークルの育成に努めます。

生涯学習情報の提供と学習相談を充実します。

年齢や適性に応じた各種教室を開催します。

アズビィ楽習センター図書室の図書の実質や生涯学習関連施設の適切な管理運営に努めます。

自主学習サークルに取り組む村民の、発表の場として「村民文化展」を開催します。

多文化共生や国際理解を推進し、地域魅力化・活性化などにつながる講座を開催します。

主な施策

生涯学習活動の推進、教育振興運動の推進(教育フォーラムの開催)《再掲》、
村民文化展の開催、読書活動の推進

目指すべき
将来像Ⅲ
学習基本目標
(領域別)

3

生涯学習・スポーツ活動

生涯学習推進計画を促進し、
多様な人材を育成します基本方針
(項目別)**(2)【スポーツ活動】****生涯スポーツを推進し、健康の維持増進を図ります****現状と課題**

健康は全ての活動の基本であり、全ての人の願いです。

健康を維持増進し、生涯にわたって質の高い生活を送るために、1年を通してスポーツや運動に取り組む必要があります。

マレットゴルフは、手軽に誰でも楽しめるスポーツとして、更なる普及と愛好者の増加が求められています。

健康づくりを目的としてウォーキングに取り組む人がいますが、まだ少ない傾向です。

取り組み

スポーツ推進員を配置し、各種スポーツの振興に努めます。

生涯スポーツに関する情報を提供します。

社会体育関連施設の適正な管理運営に努めます。

「健康寿命」の増進のため、若い世代から高齢者まで取り組める生涯スポーツ(ウォーキング・マレットゴルフ)の普及促進に努めます。

主な施策

生涯スポーツの推進(マレットゴルフの普及)

村体育協会を通じたスポーツ団体やスポ少への支援

後期基本計画

目指すべき
将来像

Ⅲ 学習

基本目標
(領域別)

4 芸術・文化

貴重な文化財や郷土芸能の保存・継承を推進します

ふるさとに愛着を抱き、 人間性豊かな人材を育てます

基本方針 (項目別) (1)【芸術・文化】 芸術・文化に親しむ機会を提供します

現状と課題

村内には、大宮神楽、菅窪鹿踊・剣舞、甲地鹿踊などの郷土芸能が伝承されており、それぞれ保存会が結成されています。

村内に伝承されている郷土芸能の保護育成と各種文化団体の育成に努めていますが、後継者育成やその保存と伝承活動の活性化が求められています。

芸術・文化活動を盛んにするため、村民意識の向上を図るとともに、地域伝統文化の伝承に努める必要があります。

感受性の高い青少年期に優れた芸術文化に触れさせる経験が大切なことから、その機会の創出に努めています。

民俗資料館の展示内容の充実を図るとともに、効率的で効果的な運営体制の構築を図る必要があります。

チョウセンアカシジミや白亜紀化石層群などの天然記念物の適正な保護・保存・管理が求められています。

身近な希少動植物や自然遺産、天然記念物を学ぶ機会を設ける必要があります。

取り組み

優れた芸術文化を鑑賞する機会及び情報の提供を行います。

保存団体を支援し、郷土芸能の後継者の育成に努めます。

練習成果の発表機会を支援します。

自主学習サークルの育成に努めます。

史料の調査整理を進めるとともに、文化財の保護・保存と活用に努めます。

希少動植物や自然遺産、天然記念物の学習の機会をつくります。

ジオツーリズムの開発など観光と連携した効果的な情報発信に努めます。

主な施策

生涯学習活動の推進<<再掲>>、郷土芸能伝承の推進、舞台芸術鑑賞の推進、民俗資料館の史料整備の推進、文化財の調査・保存・伝承の推進、希少動植物の保護活動

目指すべき
将来像Ⅲ
学習基本目標
(領域別)5
男女共同参画

性別や年齢による固定観念にとらわれない社会を実現します

基本方針
(項目別)

(1)【男女共同参画】

女性や若者の社会参画の機会を確保します

現状と課題

男女の人権が尊重され、一人一人が尊厳を持って生き活躍することのできる社会の実現が求められる中、ジェンダーの平等施策の強化が重要な課題となっています。しかし、性別による固定的な役割分担意識や社会通念、習慣が依然として存在し、男女が平等になっている状況とは言えません。

誰もが暮らしやすい地域をつくるには、地域で暮らす全ての人が、男女は社会の対等な構成員ということ認識し、固定的役割分担意識を取り除いたうえで、社会活動のあらゆる場に女性や若者が参画しやすい環境をみんなでつくっていくことが大切です。

男女共同参画を推進する人材の育成を図るほか、性的指向や性同一性障害を理由とした困難な状況に対する人への理解を深め、全ての人が性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮するとともに、お互いの人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現が求められています。

行政をはじめ、事業所や自治会、各種団体においても、さまざまな場面で、常に女性や若者の参加と参画の機会を確保する取り組みを継続していく必要があります。

取り組み

まちづくりに女性の意見が十分に反映されるよう、各種審議会や委員会などへの女性の積極的参画を図ります。

講演会や学習会の開催、広報紙やホームページでの情報提供により、意識啓発活動を展開します。

女性がスキルアップするための各種研修会への参加を促進します。

生涯学習事業などで男性向けの講座を開催し、男性の家庭や育児活動への参加機運を醸成します。

多様な生活形態に対応した子育て支援を充実します。

配偶者への暴力(ドメスティック・バイオレンス=DV)や家族間の暴力に対する相談対応を強化します。

農山漁村で暮らす女性が生き生きと働き、生活するために、各種認定制度による資格取得の推進、女性グループ活動や起業活動を支援します。

本総合計画を男女共同参画基本法(第14条)に基づく田野畑村男女共同参画計画及び女性活躍推進法第6条に基づく推進計画として位置づけ、男女共同参画社会実現に向けた取り組みを推進します。

主な施策

男女共同参画活動の推進、生活支援ボランティア養成の推進、
DV相談ネットワーク整備の推進、地域子育て支援活動の推進<<再掲>>

後期基本計画

目指すべき
将来像

IV
産業

基本目標
(領域別)

1
農業

安定的な農業生産を推進します

産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環型・共生型の働き続けられる村を目指します

基本方針 (項目別) (1)【畜産】
営農継続と担い手の経営強化を推進します

現状と課題

国際情勢の変化に伴う飼料・燃料及び資材等の高騰や子牛価格の低迷が続いているなど、畜産農家を取り巻く環境は厳しい状況にあります。さらに、近年は降雨不足や高温障害により牧草の収穫量が大幅に減少するなど、厳しい経営を強いられています。

経営安定化のため、自給飼料の拡大やコスト削減に取り組む必要があります。牛乳生産量や肉用牛の生産数は維持できているものの、高齢化に伴い農家数は減少を続けており、営農継続、意欲ある担い手の経営強化及び新規参入を支援する必要があります。

公共牧場は設立から長い年月を経ており、老朽化した施設の長寿命化改修や設備・機械の更新整備を進める必要があります。

また、沿岸地域は獣医師不足が深刻となっており、畜産農家が安心して畜産経営を行える獣医療体制の確保が求められています。

本村のアイガモは生産量日本一を誇りますが、増産計画が進められており、今後更なるアイガモ生産振興に向けた取り組みが求められています。

大量に発生する家畜糞尿の適正処理と、園芸農家等と連携した有効利用が求められています。

有害鳥獣により農作物及び飼料作物の被害が拡大しており、対策の強化が求められています。また、全国的に熊による人的被害も増加していることから、鳥獣被害防止対策協議会等と連携した対策を講じる必要があります。

取り組み

農家の経営継続を支援します。

優良牛の確保を支援し、所得向上を図ります。

公共牧場の機能強化や草地の造成整備を行います。

獣医療確保に向け、関係機関との協議を進めます。

アイガモ生産振興に向けた取り組みを推進します。

堆肥処理施設の適切な管理運営を行います。

担い手の確保、経営強化を支援します。

農地集約・集積、遊休地や耕作放棄地の活用に努めます。

鳥獣害の対策を強化します。

主な施策

牛群検定活動等の推進、優良繁殖牛導入の推進、施設整備及び機械導入の支援、公共牧場の機能強化及び機械更新、飼料自給率向上対策の推進、堆肥処理施設管理事業、

目指すべき
将来像Ⅳ
産業基本目標
(領域別)Ⅰ
農業

安定的な農業生産を推進します

担い手確保対策の推進、農地利用集積の推進、
鳥獣被害対策の推進基本方針
(項目別)**(2)【農産園芸】****人・土地を有効に活かした農業を推進します****現状と課題**

国際情勢の変化に伴う燃料・物価高騰により、農産園芸農家は厳しい経営状況にあります。また、高齢化や後継者不足により農業者の減少が続き、耕作放棄地が増加していることから、農地の流動化対策が急務となっています。

気候変動に伴う高温や少雨などにより生産量減少などの影響が出ており、経営安定化が課題となっています。

高付加価値化を図るため、村産品を活用した商品開発や販売網の拡大などの取り組みの継続が必要です。

農業者が減少していることから、引き続き就農者を確保する取り組みの強化が必要です。

有害鳥獣による農作物の被害が拡大しており、対策の強化が求められています。また、全国的に熊による人的被害も増加していることから、鳥獣被害防止対策協議会等と連携した対策を講じる必要があります。

取り組み

目標とする年間農業所得を確保できる露地野菜や施設野菜等を組み合わせた基本的な営農類型を示し推進します。

農地の流動化を促進するため、担い手への農地集約・集積、遊休地や耕作放棄地の活用に努めます。

農家の経営継続を支援します。

関係機関と連携して後継者や新規就農者等を支援します。

鳥獣害の対策を強化します。

主な施策

農地集積、集約化の推進、施設整備及び機械導入の支援<<再掲>>、
6次産業化推進協議会の設置運営、担い手確保対策の推進、
鳥獣被害対策の推進<<再掲>>

後期基本計画

目指すべき
将来像

IV
産業

基本目標
(領域別)

2
林業

多面的機能を持つ森林の適正管理を推進します

産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環型・共生型の働き続けられる村を目指します

基本方針 (項目別) (1)【森林業】
村有林及び森林管理道の整備と特用林産物生産を推進します

現状と課題

村内の森林が利用期を迎え、計画的な間伐の実施や主伐後の再造林等、持続可能な森林整備が求められています。

村有林の多くは主伐を実施する時期となっています。計画的な主伐の実施や主伐後の再造林により、森林の有する公益的な機能を維持していく必要があります。また森林管理道の整備や維持管理を適切に行い、森林整備を推進していくことが求められます。

村内全域でナラ枯れ被害が蔓延しています。ナラ林を伐採して若返りを図ることが求められます。今後、枯死木の倒木による道路等への被害の恐れが高まることが予測されます。

特用林産物である菌床しいたけや原木しいたけの安定的な生産体制を維持するため、生産支援が求められます。

森林や林業について意識啓発のため、児童・生徒が林業体験学習を通じて理解する機会が必要です。

2050年ネット・ゼロに向けて、木材利用の拡大や再造林等の推進が求められています。森林空間を活用した、健康・観光・教育等の様々な分野による森林サービス産業の創出や推進が求められています。

取り組み

森林資源の実態を把握し、村有林について村森林経営計画に基づき、計画的に間伐・主伐・再造林を実施します。

ナラ林伐採による若返りや、枯死木等の危険木除去を行います。

特用林産物の生産体制の支援を図ります。

児童・生徒への林業と環境教育の推進を図るため、「遊々の森」での森林づくり活動を実施します。

豊かな森林資源を生かし、国が掲げるグリーン成長戦略を実現するため、木材利用の推進や木質バイオマスの効果的利用等を推進します。

森林空間を健康づくりに活用するクアオルト健康ウォーキングを実施し、村民の健康増進と交流人口の拡大を図ります。

主な施策

森林資源実態調査(航空レーザ測量)の実施、村有林整備の実施、森林管理道整備の実施、枯死木除去の実施、特用林産物の生産支援、森林教育の推進、木材利用の推進、木質バイオマスエネルギー導入検討《再掲》、クアオルト健康ウォーキングの推進

目指すべき
将来像Ⅳ
産業基本目標
(領域別)2
林業

多面的機能を持つ森林の適正管理を推進します

基本方針
(項目別)

(2)【林業】

森林環境税を活用し森林整備を推進します

現状と課題

森林の公益的な機能を維持していくため、令和元年度から森林環境譲与税が、また令和6年度から森林環境税が国民に課税され、村は森林の整備に関する施策等に充てることができるようになりました。

高齢化や村内不在所有者の増加により、手入れの行き届いていない私有林が増加しています。村内の森林を適切に管理していくため、森林経営管理制度に基づき、森林所有者への意向調査を実施し、林業経営に適する森林は林業事業者による森林整備の実施を、また林業経営に適さない森林は村が公的に管理していく必要があります。

村内の森林整備の推進を図るため、林業事業者が森林経営計画に基づき主体的に森林整備を実施することが求められます。計画的な森林整備の推進や経営の安定化、人材育成・担い手の確保を図るため、森林事業者への支援が必要となります。

また、林業は他産業と比べ、労働災害の発生率が高いことから、適切な安全装備等の使用が重要となります。

取り組み

森林経営管理制度に基づき、私有林の整備を推進します。

林業事業者による森林整備や経営安定化を図るため、国・県補助金の高上げ補助事業、高性能機械整備補助事業、安全装備等購入補助事業を実施します。

主な施策

森林経営管理制度による私有林の整備、森林環境整備事業の推進、高性能林業機械導入の推進、林業安全装備等購入の推進

後期基本計画

目指すべき
将来像

IV
産業

基本目標
(領域別)

3
水産業

資源管理型漁業を促進し、
経営の安定化を図ります

産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環型・共生型の働き続けられる村を目指します

基本方針
(項目別) (1)【水産業】
栽培漁業を推進し、経営強化を図ります

現状と課題

国際情勢に伴う燃油や資機材等の高騰、ALPS処理水海洋放出による諸外国の輸入規制など、様々な外的環境変化に伴う懸念事項への不安が拭えない状況が続いています。加えて、地球温暖化に伴う海洋環境の激変により、主要魚種であるサケをはじめとした各魚種の不漁、ウニやアワビにおいても漁獲高が計画に満たないなど、水産業を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっています。

高齢化に伴い漁業者の減少が続いており、担い手不足への対策強化が求められています。

水揚げの低迷に伴い厳しい経営状況が続いている漁業協同組合の抜本的な経営改善、担い手不足への効果的な取り組み、水産物の付加価値を高めるための加工品の開発など、継続課題も多く残されていることから、関係機関、団体、事業者一体となった取り組みが必要となっています。

取り組み

漁業者の負担軽減を支援します。

サケのふ化放流事業やアワビ、ナマコの種苗放流を推進します。

ウニなどの蓄養に取り組み、栽培漁業を推進します。

労働作業の省力化対策として協業化を支援します。

水産物の付加価値を高めるための加工品開発に対して支援を行います。

担い手の確保と育成を支援します。

水産基盤の整備事業に計画的に取り組めます。

魚市場等漁業関連施設の運営を支援します。

主な施策

漁業経営発展支援補助金の交付、漁業共済掛金の支援、

漁業近代化資金利子補給金補助、栽培(蓄養)漁業の推進、

6次産業化推進協議会の設置運営<<再掲>>、担い手確保対策の推進<<再掲>>、

漁業関連施設整備の推進(平井賀、島越)、水産基盤整備事業の推進(平井賀、机、島越)

水産関連施設の適正管理

目指すべき
将来像Ⅳ
産業基本目標
(領域別)4
商工業

商工業の活性化と安定した経営を支援します

基本方針
(項目別)

(1)【商業】

中小企業との連携を強化し、持続可能な地域経済の振興を図ります

現状と課題

東日本大震災で被災した中小事業者の中には、依然として仮設事業所での営業を余儀なくされている方がいることから、引き続き事業継続に向けた取り組みを支援します。

本村は近隣市町の大型ショッピングセンターの商圏内にあるうえ、近年ではネットショッピングの普及も進んでおり、物価高騰も相まって、購買力の村外流出は一層加速しています。

本村の商店は家族従業員中心の小規模経営がほとんどで、少子高齢化の進行に伴う後継者不足、人口減少による売り上げの減少など、深刻な課題となっています。

東日本大震災後、居住地の分散等により、日常の買い物を含め生活環境に変化が生じています。

「道の駅たのはた」を、物産・観光のみならず、地域振興の核施設として活用し、地域経済の発展を目指していきます。

取り組み

中小企業者、商工会、村が連携し、地域経済の振興に取り組みます。

商工会の基盤強化と商工会を中心とした組織活動の強化を図ります。

関係機関と連携し、起業・創業に意欲のある方の支援を行います。

各種制度資金の利用促進や商店経営の安定化を図ります。

村内における日常の買い物行動に関する実態把握を行い、必要な施策を検討していきます。

インターネットを活用しての地場製品のPRと販売促進を強化します。

第三セクターの経営強化に向けた支援を進めます。

「道の駅たのはた」周辺の魅力向上と施設整備による賑わいの創出を図ります。

主な施策

中小企業振興支援の推進、地域ブランド育成の推進、買い物弱者への支援、水産加工品開発の推進<<再掲>>、道の駅たのはたを軸とした地域振興の推進、起業化の促進、第三セクターの経営支援

後期基本計画

目指すべき
将来像

Ⅳ
産業

基本目標
(領域別)

4
商工業

商工業の活性化と安定した経営を支援します

産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環型・共生型の働き続けられる村を目指します

基本方針
(項目別)

(2)【製造業・建設業】

的確な支援と事業確保により経営の安定を図ります

現状と課題

製造業や建設業は、村内では比較的規模の大きな事業所が多く、雇用の場としても大きな役割を果たしています。

建設業は、東日本大震災後の復興需要により売り上げを伸ばした一方で、材料費の高騰や従業員の確保等の課題を抱えています。また、復興需要後の景況変化を見据えた対応が必要です。

経営体質の強化に合わせて、地域特有の食材や資源を活用した新しいビジネス展開や販路を開拓することが必要です。

取り組み

各種制度資金の利用促進等により経営の安定化を図ります。

住民生活の基盤を整備する公共事業の確保に努めます。

公共事業発注時期の平準化と異業種参入への支援を行います。

主な施策

中小企業振興支援の推進<<再掲>>

目指すべき
将来像Ⅳ
産業基本目標
(領域別)5
雇用・労働

安定経営による雇用の場の確保と創出に努めます

基本方針
(項目別)**(1)【雇用・労働】
質の高い労働力の確保に努めます****現状と課題**

令和6年度における宮古管内の有効求人倍率は平均0.99と高い水準を維持していますが、希望職種と一致しない等の理由で採用、就職に至らない「雇用のミスマッチ」が継続しています。

また、令和7年3月卒業新規高等学校卒業者の宮古管内就職率は37.1%と就職者の半数に満たない状況となっており、地域の活性化のためにも若年労働者の確保が喫緊の課題となっています。

地元企業の認知度を高めるとともに、地元就職を奨励する取り組みが必要です。企業活動の礎となる、質の高い労働力の安定的な確保が求められています。

三陸沿岸道路の開通により通勤圏域が拡大し、広域連携による雇用の確保が求められています。

取り組み

管内就職のより一層の促進を図るため、宮古地域雇用対策協議会など近隣市町村関係団体と連携し、地元への就職・Uターン就職を積極的に展開するとともに、地元受け入れ態勢の改善及び雇用開発促進を図ります。

安定した質の高い労働力の確保に努めます。

村外からの通勤の負担を軽減させるため、村内の空き家情報等の提供を促進します。

各産業分野における担い手確保・育成や経営強化、高付加価値化に向けた取り組みにより産業全体の収益向上と雇用機会の創出を目指します。

第三セクターの経営強化や移転リニューアルした道の駅たのはたを中心とした商品開発や産業間連携の取り組みにより、商工業者の持続的な経営と新規起業者への支援を拡充し、地域雇用の創出を目指します。

主な施策

雇用の促進、誘致企業へのフォローアップ、企業誘致活動、産業間連携の推進、各産業分野の後継者育成、観光推進体制強化、第三セクターの経営強化、起業支援

後期基本計画

目指すべき
将来像

IV
産業

基本目標
(領域別)

6
観光

観光の魅力を向上させ、新たな交流人口拡大を図ります

産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環型・共生型の働き続けられる村を目指します

基本方針
(項目別)

(1)【観光】

体験型観光の充実による「観光の村」を目指します

現状と課題

村内の観光客数(北山崎・鵜の巣断崖)は、新型コロナウイルス禍での減少傾向から回復しつつあります。東日本大震災以前から力を入れてきた体験メニューの更なる充実と、内陸部の観光素材や道の駅たのはた等の利活用を図ります。

また、東日本大震災の被災地である本村には、復興支援への感謝や震災体験の伝承活動などを次世代へと引き継ぐ責務があります。教育旅行においては、新型コロナウイルス禍で減少した県外からの受け入れ数も回復傾向にあります。震災学習や体験プログラムの提供を通じて、更なる交流人口の拡大が望まれます。

北山崎をはじめとした観光地において、観光客が快適に利用できるよう、施設、環境等の整備が必要とされています。

取り組み

既存の観光資源と産業分野との連携や新しい体験メニュー、製品の開発を図り、村全体で稼ぐ観光の仕組みを構築します。また、道の駅たのはたを起点とした観光企画の実施及び広報、SNS及び各種メディア等を通じて観光PRを積極的に行い、交流人口拡大を図ります。

観光客や来村者への、震災からの復興支援への感謝を含めた、おもてなしの啓発を図ります。また、教育旅行においては、継続的な誘致及びエージェントや学校への宿泊補助を実施します。

みちのく潮風トレイルや三陸ジオパークを活用した観光メニューを推進します。

少子高齢化と人口減少により観光業の従事者が減少していることから、受け入れ体制の見直しを検討し、観光事業者の経営改善を図ります。

地域社会と観光事業者の共創による持続可能な観光地づくりを推進し、観光客が快適に利用できる環境整備に努めます。

主な施策

おもてなしの村づくりの推進、観光客誘致宣伝活動の推進、体験型観光の推進、教育旅行誘致活動の推進、みちのく潮風トレイル・ジオツーリズムの推進

多様な交流を大切にし、 心ふれあう村をつくりま

基本方針
(項目別)

(1)【住民自治】

地域の特性に合わせた自主的な活動を促進します

現状と課題

地域の課題解決や地域づくりは、地域住民が主体となって取り組むことが求められています。

村内には23の自治会と旧小学校区単位に5つの自治協議会が組織されており、祭りや敬老会の開催、美化清掃、資源ごみの回収など、それぞれの地域の特性に合わせた自主的な活動が展開されています。しかし、近年では、少子化と高齢化率の上昇、そして住民同士の関係の希薄化が進行しており、こうした活動の維持・継続が困難になりつつあります。

羅賀地区、島越地区は震災後、高台移転地への転居等により居住地が分散されましたが、行政区としては、震災前の枠組みを維持しています。

少子・高齢化や人口減少によりコミュニティ活動の展開に支障がでてきている地域もあり、将来的な行政区のあり方については、地域の意向を踏まえ検討していく必要があります。

班長を務めること、草刈りなど共同作業への参加が困難になっている高齢者世帯が増えています。住民同士の助け合いや仕組みづくりなど、集落機能を維持するための知恵と工夫が求められています。

地域と行政との情報交換がより円滑になるよう橋渡し役を担いながら、「住民自治」制度を定着及び充実させ、自主的な活動が展開されるよう地域を誘導するため、地域協働隊職員制度の円滑な運用を推進する必要があります。

取り組み

高齢者世帯への除雪ボランティア活動を支援します。

地域住民が気軽に集まり、話し合いやレクリエーションなどのコミュニティ活動の取り組み支援と居場所づくりを促進します。

コミュニティ活動の推進は、リーダーの果たす役割が極めて重要なことから、地域リーダーを養成し、コミュニティ活動の活発化を図ります。

環境美化運動などの村民の自主的な村づくり運動を支援します。

地域内の防災と安全を地域で確保するため、自主防災組織活動の支援と結成を推進します。

主な施策

協働のむらづくりの推進、自治協議会連合会活動の推進、地域づくりの推進、地域づくり実践活動への支援、地域協働隊職員制度運用の強化

目指すべき
将来像

V
交流

基本目標
(領域別)

1
地域コミュニティ

地域コミュニティ活動の活性化を図ります

後期基本計画

目指すべき
将来像

V
交流

基本目標
(領域別)

1
地域コミュニティ

地域コミュニティ活動の活性化を図ります

多様な交流を大切にし、 心ふれあう村をつくります

基本方針 (項目別) (2)【協働】
「地域づくり計画」の実現を支援します

現状と課題

個人でできることは個人が解決し(自助)、個人でできないときは家庭や地域が(互助、共助)、地域ができないときに初めて行政がサポートする(公助)という、地域づくりが求められています。

平成22年4月に施行した「協働のむらづくり基本条例」に基づき、住民と地域、行政との役割分担と協働によるむらづくりの推進に取り組んでいます。

各地区で策定した「地域づくり計画」や各自治会が計画した「協働のむらづくり推進事業計画」の実現に向けた自主的、創造的な活動を支援し、地域と行政の一体的な連携を図る必要があります。

住民自治活動や地域づくり計画の実現を支援するための助成を行っていますが、その充実と強化が求められています。

地域と行政とが地域課題を共有し解決に向けて足並みをそろえるため、橋渡し役となる地域協働隊職員制度の円滑な運用を推進する必要があります。

取り組み

各種委員会への村民の積極的な参画を通じて、村民と行政の協働の関係を構築し、村政への村民意向の反映を図ります。

行政情報の公開と住民要望の把握など、情報の双方向性に努め、村民が村政に積極的、かつ、気軽に提言できる環境づくりに努めます。

村民と行政との相互信頼関係に基づく幅広い住民参加を得るために、村民懇談会などでの声を大切にし、施策の展開に反映します。

互いに助け合い、心通い合う地域社会の実現のために、各地域の自主的なコミュニティ活動を助成するとともに、自治会や青年会、婦人会、各種ボランティアグループなどの活動を支援します。

主な施策

協働のむらづくり基本条例の推進、協働のむらづくりの推進<<再掲>>、
地域協働隊職員制度運用の強化<<再掲>>

目指すべき
将来像

V
交流

基本目標
(領域別)

1
地域コミュニティ

地域コミュニティ活動の活性化を図ります

基本方針
(項目別)

(3)【まちの拠点づくり】

まちの拠点として機能する役場庁舎整備を推進します

現状と課題

役場、診療所、アズビィ施設、中央防災センター、金融機関等本村の主なまちの機能は国道45号沿線であり地理的にも村の中心に位置する田野畑地区に集中しています。人口減少が続くことが予測されており、持続可能なむらづくりのために、今後も施設整備においては、まちの拠点となる区域への集約化が必要となります。

役場庁舎は建設から60年以上が経過し、老朽化に加えて、バリアフリー対応にも不備があり、利用に不便を来すことがあります。また、現在の耐震基準を満たしておらず、大規模災害発生時に災害対策本部機能を維持することができない可能性があります。

人口減少に伴い歳入の減少も予測され、また、近年実施した大規模投資事業の財源として発行した地方債の償還が続いており、財政状況を慎重に見極めた事業執行が求められています。

取り組み

まちの拠点機能の一つである役場庁舎の整備事業を推進します。

新庁舎の建設に当たっては、利用しやすい位置や機能等について、村民の意見を十分に集約し事業を推進します。

また、既存の公共施設においては、財政状況を慎重に見極めるとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、将来の施設管理・更新コストの削減に配慮します。

主な施策

新庁舎建設事業の推進

後期基本計画

目指すべき
将来像

V
交流

基本目標
(領域別)

2

都市との友好と交流

都市との交流の促進により活力ある地域づくりを推進します

多様な交流を大切にし、 心ふれあう村をつくります

基本方針
(項目別)

(1)【都市との友好と交流】

村との縁を大切にした交流の輪を守り育てていきます

現状と課題

友好都市埼玉県深谷市とは、小学生の交流事業や産業まつりの相互出店等で交流してきました。東日本大震災後には、支援物資や職員派遣等多くの支援をいただきました。東日本大震災の復興支援を契機に交流が始まった青森県藤崎町とは平成27年4月に友好都市の協定を締結し、支援物資や職員派遣等多くの支援の他、小学生の交流事業を続け交流を深めてきました。

長きに渡り交流を続けてきた早稲田大学とは、平成30年3月に相互に協力し、学術・文化・地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的として「田野畑村と早稲田大学との協働連携に関する協定書」を締結し、村が抱えるさまざまな問題に対して、学生が解決策を提案する実践型のワークショップ等を行っています。

村出身者で構成する「在京田野畑村ふるさと会」、村立小中学校への奉職者等への「特別村民」など、村との縁を大切にした交流が続けられています。

少子・高齢化等による定住人口の減少が続く中で、村外の人々との交流は地域に元気と明るさをもたらすため、その継続と充実が望まれています。

取り組み

友好都市である深谷市と藤崎町とのさらなる交流促進を図ります。

早稲田大学をはじめとした交流のある大学と地域や児童生徒、青年層を中心とした息の長い村民交流を推進します。

ふるさと納税の返礼品に取り組み、田野畑に思いを寄せる方への感謝の意を届けるとともに、田野畑村のファン・関心層の拡大に取り組みます。

「在京田野畑村ふるさと会」や「特別村民」との交流を深めていきます。

主な施策

友好都市との交流活動の推進、都市等との交流の推進、ふるさと納税の取り組み推進、交流のある各大学との連携

誰もが容易に移動や情報を得られるよう、 連携・基盤の充実と機能発揮に努めます

基本方針
(項目別)

(1)【国道・県道・村道】

地域の要望に即した道路整備と適正な維持管理に努めます

現状と課題

東日本大震災により復興道路として位置付けられた三陸沿岸道路は、令和3年12月をもって仙台市から八戸市間の全線(延長359km)が開通しました。本村においては、国道45号の最大の難所であった閉伊坂は、平成26年3月に開通した尾肝要道路(延長約4.5km)により解消され、尾肝要から普代間を結ぶ尾肝要普代道路(延長約8km)は、令和2年12月に開通し、大芦から田野畑を結ぶ田野畑道路(延長約6km)は、令和3年7月に開通しました。

また、三陸沿岸道路から道の駅への緊急連絡路のIC化は、令和7年12月に開通しました。

主要地方道岩泉平井賀普代線は、東日本大震災により各地で寸断されました。島越工区については、孤立解消や高台移転地との連絡に活用されるため、復興道路として整備が進められ令和3年3月に開通しました。白池地内の落石及び越波はルート変更により解消され、また、明戸地区では防潮堤の上部に路線が変更されたことより、安全確保と時間短縮が図られました。ただし、海岸部は起伏が激しく、急勾配急カーブが連続することから、今後も改良促進を図る必要があります。

社会資本整備総合交付金事業では、改築事業として村道沼袋三沢線、村道十文字線の道路改良舗装工事を実施し、防災安全事業では村道鉄山線落石対策施設整備工事、鉄山線外道路舗装修繕工事を計画的に進めています。道路メンテナンス事業においては、年々老朽化が進んでいる道路ストックの維持修繕を強化する必要があります。

取り組み

村民生活に密着する生活道路整備に重点的に取り組みます。道路橋梁(64橋)及びトンネル(2箇所)は、令和8年度に5年に1度の定期点検(3巡目)を実施し、個別施設計画を作成して計画的に施設の長寿命化を図ります。

高齢者や交通弱者対策として、安全な道路の確保に努めます。

村道の適正な維持管理に努めます。

国や県等の関係機関への要望活動を強化し、三陸沿岸道路の機能強化促進を目指します。

通学路の安全確保においては、「田野畑村通学路交通安全プログラム」により年に一度の合同点検を実施し通学路の安全の向上を図ります。

除雪においては、村内業者の保有する除雪機械の不足や除雪オペレーターの高齢化など年々厳しい状況下にあります。国、県、村、地域住民と一体となり早期除雪に取り組み、冬期間の道路交通網の安全を図ります。また、国道歩道の除雪については、各地区の人員確保が困難となり、平成26年度から国直轄で実施しています。

目指すべき
将来像

Ⅵ
交通・情報基盤

基本目標
(領域別)

1
道路

広域的な交流・物流を促進する道路網を整備します

後期基本計画

目指すべき
将来像

VI
交通・情報基盤

基本目標
(領域別)

1
道路

広域的な交流・物流を促進する道路網を整備します

誰もが容易に移動や情報を得られるよう、
連携・基盤の充実と機能発揮に努めます

主な施策

三陸沿岸道路機能強化の促進、村道及び生活道路等改良の促進、
道路ストックの点検事業、村道トンネル長寿命化事業、橋梁長寿命化事業、
道路維持補修の推進、通学路の安全の促進、村道除雪対策の推進

目指すべき
将来像VI
交通・情報基盤基本目標
(領域別)2
公共交通効率的で
利便性の高い
交通体系を
構築します基本方針
(項目別)**(1)【公共交通】****予約運行交通の利便性の向上を図ります****現状と課題**

東日本大震災で被災した三陸鉄道は、平成26年4月に全面復旧しました。また令和元年台風19号、令和6年台風5号による被災で再び長期運休を余儀なくされましたが、令和6年11月に全線運行を再開しました。震災復旧からの全面復旧時には一時的に観光客利用が増えたものの、沿岸部の人口減少に伴い路線住民利用が回復せず、また、新型コロナウイルスの感染拡大により低下した観光需要は回復に時間を要しており、厳しい経営環境が続いています。

朝と夕方に通学用の総合バスが運行され、村民も無料で利用することができるようになってきました。

日中の時間帯は、予約運行交通として「くるもん号」が運行され、村民の「足」として定着してきています。

「くるもん号」の毎日の運行等を求める声がありますが、利便性の向上と、効率的な運行による経費節減の両面を総合的に判断しながら改善に努める必要があります。

取り組み

小中学生の通学の足となっている総合バスの安全で確実な運行を確保します。

予約運行交通の「くるもん号」と観光乗り合いタクシーの効率的な運行を行います。

県沿岸部の重要な交通機関である三陸鉄道の経営を積極的に支援します。

三陸鉄道の利用客増加のためマイレール運動を推進します。

主な施策

三陸鉄道安定経営対策に対する支援の継続、総合バス運行の推進、
総合バス車両の計画的な更新、予約運行交通と観光乗合タクシー運行の推進

後期基本計画

目指すべき
将来像

VI
交通・情報基盤

基本目標
(領域別)

3
情報

情報通信基盤を充実させ、
利活用能力の向上を図ります

誰もが容易に移動や情報を得られるよう、 連携・基盤の充実と機能発揮に努めます

基本方針
(項目別)

(1)【情報通信】

情報通信格差の解消に努めます

現状と課題

光ブロードバンドによる超高速通信基盤は、平成28年度にサービスを開始しました。テレビ共聴施設の老朽化が進んでいることから、対策が必要となります。

村内の携帯通信サービスエリアは、国庫補助事業等により村内移動通信用鉄塔施設が8基整備されたほか、通信事業者独自の施設整備により、95%を超える世帯がカバーされたものと想定されています。

取り組み

光ブロードバンド網の適切な維持管理を行います。

住民が情報端末を活用する能力の向上を図り、適切に情報に触れ、取得できるようスマホ教室の開催や情報機器モラル教育の推進等を行います。

随時老朽化したテレビ共聴施設の改修への支援を行います。

通信事業者に対し村内の携帯電話不感地域に関する情報提供と解消に向けた対策について要望・協議を行います。

老朽化したラジオ中継施設の更新整備を進めます。

主な施策

光ブロードバンド網の維持管理、テレビ共聴施設の改修支援、携帯電話エリア整備、ラジオ中継施設の更新整備、情報機器モラル教育の推進<<再掲>>

目指すべき
将来像VI
交通・情報基盤基本目標
(領域別)3
情報情報通信基盤を充実させ、
利活用能力の向上を図ります基本方針
(項目別)**(2)【情報発信】****多様な媒体を活用し、積極的な情報発信に努めます****現状と課題**

村の行政施策や事業内容などを正確に伝えるため、広報紙やホームページなどにより、村民に分かりやすい情報の提供に努めなければなりません。

ソーシャルメディアを活用した情報発信手段として、平成29年4月にYouTube、同年5月にFacebook、令和2年10月にInstagram、令和6年9月にLINEの各公式アカウントを開設しました。

田野畑村の関係人口の拡大を図るため、改めて村の魅力を掘り起し、戦略的に外部に情報発信していく必要があります。

情報が大量にあふれる中、仕事や暮らしに活用できる有用な情報を取捨選択する能力を向上させる必要があります。

個人の権利や利益を守るため、情報セキュリティ対策の一層の強化を進める必要があります。

情報通信基盤であるDXの技術を活用し、更なる住民生活の利便性の向上が求められています。

取り組み

幅広い世代に向けた分かりやすい情報発信に努めます。

広報紙やホームページ、マスコミなどの情報媒体を活用し、村内外に広く情報を発信します。

常にホームページの充実を図り、観光情報や特産品の紹介など村の魅力発信に努めます。

ソーシャルメディアを活用し、村の魅力や話題、イベント情報を発信します。

インターネット等情報通信ネットワークの利用促進を図るとともに、セキュリティ対策の強化に努めます。

DXや生成AIを活用することで役場業務を効率化し、住民サービスの利便性向上と、行政運営のコストパフォーマンスの最大化を両立させます。

主な施策

広報活動の推進、ホームページの充実、ソーシャルメディアを活用した情報発信、情報ネットワーク管理運営の推進及びセキュリティ対策の強化、DXや生成AIの活用の推進